

○あわら市給食費助成事業事務取扱要領

令和元年9月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを教育・保育の分野で進めるため、あわら市が行う給食費助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 市長は、本市の区域内に住所を有する、次の各号に掲げる者（以下「対象児童」という。）について、給食費（副食材料費に限る。以下同じ。）を軽減する措置を講ずる。

(1) 市町村民税所得割合算額が、教育認定子ども及び特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもにあっては77,101円以上、保育認定子どもにあっては57,700円以上（特定教育・保育給付認定保護者の養育する施設等利用給付認定子どもにあっては77,101円以上）である世帯に属する子どものうち、次のア又はイに該当する者であって世帯の第3子以降のもの

ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号及び第2号（特定満3歳以上保育認定子ども及びあわら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年あわら市条例第11号）第13条第4項第3号ロに該当する者を除く。）に掲げる小学校就学前子どもに限る。）

イ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。）を受ける、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園を利用する満3歳以上の施設等利用給付認定子ども

(2) 満5歳に達する日後最初の4月1日から小学校就学の始期に達する日までの間にある教育・保育給付認定子ども又は施設等利用給付認定子ども（前号に掲げる者を除く。）

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、対象児童1人につき1月当たり次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 各月における対象児童の保護者への意向聴取等により対象施設が把握している
当該児童に対し副食を提供する予定の日数（以下「提供予定日数」という。）
が当該月における当該施設において副食の提供を予定している日数（以下「最
大提供予定日数」という。）の半数を超える場合 4,500円

(2) 提供予定日数が1日以上最大提供予定日数の半数以下の場合 2,250円

(3) 提供予定日数が0日の場合 0円

（申請）

第4条 助成金の支給を受けようとする対象児童の保護者（以下「申請者」という。）
は、当該食事の提供のあった日の属する年度の翌年度4月10日までに直接又は対
象施設を経由して市長に申請しなければならない。

（助成金の支給）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適正と認
めるときは速やかに申請者に助成金を支給するものとする。

2 対象児童が対象施設（福井大学教育学部附属幼稚園を除く。）から食事の提供
を受けたときは、市長は、当該対象児童の保護者が対象施設に支払うべき当該給
食費について、助成金として当該保護者に支払うべき額の限度において、当該保
護者に代わり、当該対象施設に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、申請者に対し助成金の支給があった
ものとみなす。

（確認）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、対象施設に対し、対象児童に係る出
席簿その他関係書類の写しの提出を求めることができる。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者がいるときは、そ
の支給した額の全部又はその一部を請求することができる。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月 1 日から施行する。